

○西条市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後					変 更 前				
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項					7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項				
〔1〕 略					〔1〕 略				
〔2〕					〔2〕				
(1)法に定める特別の措置に関連する事業					(1)法に定める特別の措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備 <u>面積：1,249㎡</u> <u>延べ床面積：730㎡</u> 店舗（産直市）、 <u>駐車場30台</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市や地元産品を活用した食堂、 <u>または喫茶、レストラン</u> などを設置します。 地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 <u>実施時期：平成24年度</u>	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備 <u>面積：1,225㎡</u> <u>延べ床面積：750㎡</u> 店舗（産直市）、 <u>駐車場35台</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市や地元産品を活用した食堂、 <u>地元産品紹介コーナー</u> などを設置します。 地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 <u>実施時期：平成23年度～平成24年度</u>	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金
事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備 <u>面積：2,131㎡</u> <u>延べ床面積：1,707㎡</u> テナント、公園、 <u>駐車場26台</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。 特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 <u>実施時期：平成24年度</u>	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備 <u>面積：2,675㎡</u> <u>延べ床面積：2,240㎡</u> テナント、 <u>戸建店舗、公園、駐車場24台</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。 特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 <u>実施時期：平成23年度～平成24年度</u>	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金

事業名：西条紺屋町商店街アーケード整備事業 内容：紺屋町商店街におけるアーケードの整備 <u>延長：約150m</u> 実施時期： 平成 20 年度～平成 24 年度	西条紺屋町商店街振興組合	アーケードの設置(現アーケードを取り払い整備する。)により来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 <u>実施時期：平成24 年度</u>	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金
---	--------------	---	--	------------------------

○当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

略

表一歩行者・自転車通行量（休日）

	H13	H15	H17	H19	H21	<u>H22</u>	<u>H23</u>
東町	2, 169	1, 011	1, 277	1, 185	1, 167	<u>1, 139</u>	<u>1, 089</u>
紺屋町	2, 024	2, 127	1, 909	2, 119	1, 957	<u>1, 903</u>	<u>1, 749</u>
中央	2, 553	2, 007	1, 893	1, 831	1, 804	<u>1, 947</u>	<u>1, 303</u>
栄町	1, 968	1, 698	1, 579	1, 491	1, 675	<u>1, 676</u>	<u>1, 348</u>
栄町上組	1, 330	1, 214	1, 172	1, 148	1, 377	<u>1, 283</u>	<u>1, 130</u>
登道	864	691	689	675	783	<u>807</u>	<u>697</u>
計	10, 908	8, 748	8, 519	8, 449	8, 763	<u>8, 755</u>	<u>7, 316</u>

※西条商工会議所、西条市調べ

○個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

【C 地区】

<事業概要>

市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点。1 階には地元 J A との連携により地産地消産直市を設置する。2 階には地元産品を活用した食堂、または喫茶、レストランなどを設置する。

<必要性>

現在の紺屋町商店街には野菜、肉、魚の中で特に野菜が欠如している上、地元食材をメインに使用した飲食店が存在しない。そこで、本市の特徴である豊富な食材を活用することで、地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図る。

【D 地区】

<事業概要>

人々の生活を支える衣食住に関する商品を取り揃える専門店街。特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指す。

<必要性>

人々の生活を支えるには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要である。しかし、現在の紺屋町商店街には「食」と「住」の店舗数が少なく、戦略を持って店舗構成を考える必要がある。そこで、集客が可能となる店舗バランスを調えることを目的に、複数店舗を戦略的に立地することが可能となるテナントミックスにて店舗数を拡大する。

事業名：西条紺屋町商店街アーケード整備事業 内容：紺屋町商店街におけるアーケードの整備 <u>延長：約160m</u> 実施時期： 平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	アーケードの設置(現アーケードを取り払い整備する。)により来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 <u>実施時期：平成23 年度～平成24 年度</u>	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金
---	--------------	---	--	------------------------

○当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

略

表一歩行者・自転車通行量（休日）

	H13	H15	H17	H19	H21
東町	2, 169	1, 011	1, 277	1, 185	1, 167
紺屋町	2, 024	2, 127	1, 909	2, 119	1, 957
中央	2, 553	2, 007	1, 893	1, 831	1, 804
栄町	1, 968	1, 698	1, 579	1, 491	1, 675
栄町上組	1, 330	1, 214	1, 172	1, 148	1, 377
登道	864	691	689	675	783
計	10, 908	8, 748	8, 519	8, 449	8, 763

※西条商工会議所調べ

○個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

【C 地区】

<事業概要>

市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点。1 階には地元 J A との連携により地産地消産直市を設置する。2 階には地元産品を活用した食堂や産品紹介コーナーを設置する。

<必要性>

現在の紺屋町商店街には野菜、肉、魚の中で特に野菜が欠如している上、地元食材をメインに使用した飲食店が存在しない。そこで、本市の特徴である豊富な食材を活用することで、地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図る。

【D 地区】

<事業概要>

人々の生活を支える衣食住に関する商品を取り揃える専門店街。特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指す。

<必要性>

人々の生活を支えるには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要である。しかし、現在の紺屋町商店街には「食」と「住」の店舗数が少なく、戦略を持って店舗構成を考える必要がある。そこで、集客が可能となる店舗バランスを調えることを目的に、複数店舗を戦略的に立地することが可能となるテナントミックスにて店舗数を拡大する。

- 当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況
- ・紺屋町商店街の平成22年の空き店舗数は35件に対して13件と空き店舗率37.1%であり、これは平成16年の17.9%の2倍以上となっており、平成22年の西条商店街の空き店舗率 (48.2%) に迫る勢いで空き店舗率が増加している。
 - ・西条商店街の空き店舗率は近年で大幅に増加しており、平成 22 年で 48.2%となっている。郊外店舗の立地や後継者不足、また、現在の商店が店舗兼用住宅であるため、貸し店舗としての活用が困難なことから、中心市街地の求心力が低下し、空き店舗が増加していると思われ、空き店舗の増加が、さらに求心力の低下を招くといった悪循環に陥っている。

表１－紺屋町商店街の空き店舗数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	<u>平成21年</u>	<u>平成22年</u>
店舗数	39	39	39	38	38	<u>37</u>	<u>35</u>
空き店舗数	7	11	11	11	13	<u>13</u>	<u>13</u>
空き店舗率	17.9%	28.2%	28.2%	28.9%	34.2%	<u>35.1%</u>	<u>37.1%</u>

※西条市調べ

表２－西条商店街の空き店舗数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	<u>平成21年</u>	<u>平成22年</u>
店舗数	222	218	215	215	215	<u>196</u>	<u>195</u>
空き店舗数	76	84	88	93	95	<u>87</u>	<u>94</u>
空き店舗率	34.2%	38.5%	40.9%	43.3%	44.2%	<u>44.4%</u>	<u>48.2%</u>

※西条市調べ

略

- 文教施設、医療施設、公共事業等のまちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

略

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：産業文化フェスティバル開催事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：タウンマネージャー設置事業 内容：中心市街地活性化協議会に外部人材のタウンマネージャーを設置 実施時期： <u>平成21年度</u>	西条商工会議所	中心市街地には様々な人や情報が集まり、多様な利害も発生します。こうした利害の総合調整や多岐にわたる事業間の連携、中心市街地活性化協議会の適正な運営の司令塔として、外部から人材を招き、タウンマネージャーを設置します。 この事業により、協議会の円滑な運営が図られ、タウンマネジメント機能も強化されることから、中心市街地の活性化、賑わいづくりに繋がる事業として必要です。	支援措置の内容：戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業補助金 実施時期： <u>平成21年度</u>	

- 当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況
- ・紺屋町商店街の平成20年の空き店舗数は38件に対して13件と空き店舗率約34.2%であり、これは平成16年の17.9%の2倍弱となっており、平成20年の西条商店街の空き店舗率 (44.2%) に迫る勢いで空き店舗率が増加している。
 - ・西条商店街の空き店舗率は近年で大幅に増加しており、平成 20 年で 44.2%となっている。郊外店舗の立地や後継者不足、また、現在の商店が店舗兼用住宅であるため、貸し店舗としての活用が困難なことから、中心市街地の求心力が低下し、空き店舗が増加していると思われ、空き店舗の増加が、さらに求心力の低下を招くといった悪循環に陥っている。

表１－紺屋町商店街の空き店舗数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
店舗数	39	39	39	38	38
空き店舗数	7	11	11	11	13
空き店舗率	17.9%	28.2%	28.2%	28.9%	34.2%

※西条市調べ

表２－西条商店街の空き店舗数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
店舗数	222	218	215	215	215
空き店舗数	76	84	88	93	95
空き店舗率	34.2%	38.5%	40.9%	43.3%	44.2%

※西条市調べ

略

- 文教施設、医療施設、公共事業等のまちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

略

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：産業文化フェスティバル開催事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：タウンマネージャー設置事業 内容：中心市街地活性化協議会に外部人材のタウンマネージャーを設置 実施時期： <u>平成21年度～</u>	西条商工会議所	中心市街地には様々な人や情報が集まり、多様な利害も発生します。こうした利害の総合調整や多岐にわたる事業間の連携、中心市街地活性化協議会の適正な運営の司令塔として、外部から人材を招き、タウンマネージャーを設置します。 この事業により、協議会の円滑な運営が図られ、タウンマネジメント機能も強化されることから、中心市街地の活性化、賑わいづくりに繋がる事業として必要です。	支援措置の内容：戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業補助金 実施時期： <u>平成21年度～</u>	

	事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備 <u>面積：1,249㎡</u> <u>延べ床面積：730㎡</u> 店舗（産直市）、<u>駐車場30台</u> 実施時期： 平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならない、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市や地元産品を活用した食堂、<u>または喫茶、レストラン</u>などを設置します。 地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	<u>実施時期：平成24年度</u>	
	事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備 <u>面積：2,131㎡</u> <u>延べ床面積：1,707㎡</u> テナント、公園、<u>駐車場26台</u> 実施時期： 平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。 特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	<u>実施時期：平成24年度</u>	
	事業名：西条紺屋町商店街アーケード整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街におけるアーケードの整備 <u>延長：約150m</u> 実施時期： 平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	アーケードの設置（現アーケードを取り払い整備する。）により来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	<u>実施時期：平成24年度</u>	
	事業名：(仮称)祭り会館整備事業～まちかど博物館整備事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(2)②～(3)略						
(4)国の支援がないその他の事業						
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
	事業名：土曜夜市開催事業～五日市開催事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

	事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備 <u>面積：1,225㎡</u> <u>延べ床面積：750㎡</u> 店舗（産直市）、<u>駐車場35台</u> 実施時期： 平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならない、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市や地元産品を活用した食堂、<u>地元産品紹介コーナー</u>などを設置します。 地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	<u>実施時期：平成23年度～平成24年度</u>	
	事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備 <u>面積：2,675㎡</u> <u>延べ床面積：2,240㎡</u> テナント、<u>戸建店舗</u>、公園、<u>駐車場24台</u> 実施時期： 平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。 特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	<u>実施時期：平成24年度</u>	
	事業名：西条紺屋町商店街アーケード整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街におけるアーケードの整備 <u>延長：約160m</u> 実施時期： 平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	アーケードの設置（現アーケードを取り払い整備する。）により来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	<u>実施時期：平成24年度</u>	
	事業名：(仮称)祭り会館整備事業～まちかど博物館整備事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(2)②～(3)略						
(4)国の支援がないその他の事業						
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
	事業名：土曜夜市開催事業～五日市開催事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

	事業名：うちぬき水を使った世界のコーヒーフェア開催事業 内容：名水百選にも選ばれた西条の水を商店街がPRするイベント 実施時期：平成11年度～	栄町上組親栄会	名水百選に選ばれ、全国利き水大会でも1位に輝いた「うちぬき」水を使って入れたコーヒーを、広く市民や観光客に味わってもらおうと開催しているイベントです。コーヒーが1日で約1,500杯も出る人気で、子供向けのイベントも充実していることから、家族連れを中心としてリピーターも多くなっています。 イベントについても、毎年、実行委員会において協議し、消費者に来街の楽しみや、まちの賑わいを持たせる内容として充実してきています。 商店街の活性化と地域資源のPRを同時に目指したもので、中心市街地の賑わいと貴重な地域資源である「うちぬき」の知名度向上を図る事業として必要です。	支援措置の内容：市から補助金交付 実施時期：平成11年度～			事業名：うちぬき水を使った世界のコーヒーフェア開催事業 内容：名水百選にも選ばれた西条の水を商店街がPRするイベント 実施時期：平成11年度～	栄町上組商店街振興組合	名水百選に選ばれ、全国利き水大会でも1位に輝いた「うちぬき」水を使って入れたコーヒーを、広く市民や観光客に味わってもらおうと開催しているイベントです。コーヒーが1日で約1,500杯も出る人気で、子供向けのイベントも充実していることから、家族連れを中心としてリピーターも多くなっています。 イベントについても、毎年、実行委員会において協議し、消費者に来街の楽しみや、まちの賑わいを持たせる内容として充実してきています。 商店街の活性化と地域資源のPRを同時に目指したもので、中心市街地の賑わいと貴重な地域資源である「うちぬき」の知名度向上を図る事業として必要です。	支援措置の内容：市から補助金交付 実施時期：平成11年度～		
	事業名：「千の風になって」のまちづくり事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		事業名：「千の風になって」のまちづくり事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	事業名：エコショップ制度事業 内容：環境にやさしい商店を登録、紹介 実施時期： 平成20年度～	西条市商店街	小売店や飲食店で、ごみの減量化や再資源化などの環境に配慮したサービスをを行っている店を「西条エコショップ」として認定します。 この事業により、西条市らしい環境にやさしい中心市街地が形成でき、地元住民の商店街利用が促進されることから、商業活性化を図る事業として必要です。				事業名：エコショップ制度事業 内容：環境にやさしい商店を登録、紹介 実施時期： 平成19年度～	西条市商店街	環境に配慮した製品を扱ったり、サービスを提供したりする店をエコショップとして登録し、消費者にその紹介をし、利用を促す制度を創設します。制度に関する実施要綱を作成し、平成21年度の運用を目指しています。 この事業により、西条市らしい環境にやさしい中心市街地が形成でき、地元住民の商店街利用が促進されることから、商業活性化を図る事業として必要です。			
	事業名：レンタサイクル事業 内容： 観光協会にて 自転車の貸し出し並びに自転車専用レーンの整備 実施時期： 平成23年度～	西条市観光協会 西条市	JR伊予西条駅隣にオープンした「鉄道歴史パーク in SAIJO」への来訪客を、中心市街地内へ引き込むために、 JR伊予西条駅に隣接する「鉄道歴史パーク in SAIJO」内の市観光協会において、 自転車の貸し出しを実施します。それに併せて、中心市街地内において整備可能な道路から自転車専用レーンの整備を図っていきます。 中心市街地内の回遊性の向上や、観光客の引き込みなど、中心市街地への来街機会の創出などが見込まれることから、中心市街地の賑わいを図る事業として必要です。				事業名：レンタサイクル事業 内容： 商店街やJR伊予西条駅にて 自転車の貸し出し並びに自転車専用レーンの整備 実施時期： 平成21年度～	西条市観光協会 西条市	JR伊予西条駅隣にオープンした「鉄道歴史パーク in SAIJO」への来訪客を、中心市街地内へ引き込むために、 JR伊予西条駅において、 自転車の貸し出しを実施します。それに併せて、中心市街地内において整備可能な道路から自転車専用レーンの整備を図っていきます。 中心市街地内の回遊性の向上や、観光客の引き込みなど、中心市街地への来街機会の創出などが見込まれることから、中心市街地の賑わいを図る事業として必要です。			

	事業名：商店街再生助成事業～街なか情報発信事業（再掲）（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		事業名：商店街再生助成事業～街なか情報発信事業（再掲）（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
--	--------------------------------	-----	-----	-----	-----	--	--------------------------------	-----	-----	-----	-----	--